

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月6日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第1号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(家畜の伝染性疾病の種類) 第4条 条例第4条第2項に規定する人事委員会の定めるものとは、次に掲げるものとする。 (1)～(8) [略] <u>(9) 豚コレラ</u> (10)～(17) [略]	(家畜の伝染性疾病の種類) 第4条 条例第4条第2項に規定する人事委員会の定めるものとは、次に掲げるものとする。 (1)～(8) [略] <u>(9) 豚熱</u> (10)～(17) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和2年2月5日から適用する。